

【新型コロナウイルス】ビクトリア州滞在者等に対するクイーンズランド州の新たな入州制限措置（7月10日（金）正午より）

2020年7月9日
在ブリスベン総領事館

●9日、マイルズ・クイーンズランド（QLD）州副首相兼保健相は、7月10日（金）正午より予定されていたビクトリア（VIC）州を除く他州・準州からの州境開放措置に関し、新たな入州制限措置を追加する旨発表しました。同措置には、過去14日以内にVIC州に滞在歴のある者の原則入州禁止（QLD州民は自己隔離を伴う入州は可能）や罰金措置等が含まれます。

州副首相の発表概要

●7月10日（金）正午より、必要不可欠な目的のためQLD州にとって必要とされる者を除く、過去14日以内にVIC州に滞在歴のある全ての者の入州は拒否される。

●VIC州全域を含む他州のCOVID-19感染多発地（ホットスポット）に滞在したQLD州民はQLD州に戻ることは可能であるが、ホテルでの自己負担による自己隔離を行わなければならない。

●QLD州民を含む、QLD州への全ての入州者は、オンラインでの入州許可証申請の際、COVID-19の症状が見られる場合に検査を受けなければならない義務の受け入れを認める越境宣誓書に署名しなければならない。

●越境宣誓書に虚偽の又は誤解を与える情報を提供した者、特に検査が必要とされる場合にこれを拒否した者は罰金4,004ドル又は裁判所の定める罰則が科される。

マイルズ副首相の9日付メディア・リリースについては、以下（英文のみ）をご覧ください。

<http://statements.qld.gov.au/Statement/2020/7/9/visitors-to-get-tested-or-face-fine>

入州制限に関する州首席医務監の指令（Border restrictions Direction (No. 8)）に

については、以下（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/border-restrictions/july10>

罰金等についての記述及びQ & Aを含む、入州制限に関する州政府HPは、以下（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/border-restrictions/10july>

QLD州が指定するCOVID-19の感染多発地域（ホットスポット）については、以下の原文（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/hotspots-covid-19>

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

（良くある質問） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>